

【苦情申出窓口の設置について】

社会福祉法人第82条の規定により、本事業所では利用者、または近隣の方々からの苦情に適切に対応する体制を整えています。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び苦情解決担当者、第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

【苦情受付担当者】

苦情解決責任者	小泉 慧
苦情解決受付者	田路 加代
第三者委員	塚本 敏昭 野間 重子

【苦情の報告並びに改善内容】

- ・現在のところありません。 (R7.3.7 現在)